

ふじみ野市長期優良住宅認定基準

長期優良住宅建築等計画の認定には、全ての項目で認定基準を満たすことが必要となります。

認定基準項目		認定基準
長期使用構造	劣化対策	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準 平成21年国土交通省告示第209号 平成28年国土交通省告示第293号（改正）
	耐震性	
	可変性	
	維持管理・更新の容易性	
	バリアフリー性	
省エネルギー性		
維持保全計画		
住戸面積		(一戸あたりの床面積) 戸建て住宅： 75平方メートル以上 共同住宅等： 55平方メートル以上 ※ただし、少なくとも1の階の床面積が40平方メートル以上（階段部分を除く）
居住環境 (地区計画など区域の詳細内容については、 居住環境基準所管窓口の都市計画課へお問い合わせください。)		地区計画区域内における取扱い 地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区整備計画に適合していること。(ただし、垣又はさくの構造の制限等を除く。) 景観計画区域内における取扱い 景観計画の区域内において、申請建築物が届出対象となる場合、当該景観計画に適合していること。 都市計画施設等区域における取扱い 次の区域内は、認定できません。 都市計画法第四条第四項に規定する促進区域 (現在、ふじみ野市内に該当区域はありません) 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域 (都市計画道路予定地等) 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業の区域 (区画整理の予定区域) 大井・苗間土地区画整理事業区域内の東武東上線の東側地域に限る。 都市計画法第四条第八項に規定する市街地開発事業等予定区域 (現在、ふじみ野市内に該当区域はありません) 住宅地区改良法第八条第一項の告示があった日後における同法第二条第三項に規定する改良地区 (現在、ふじみ野市内に該当区域はありません。)